

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク会員規程

公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークの会員規程を次のとおり定める。

（目的）

第1条 この規程は、定款第46条第2項の規定に基づき、会員及び会費について定め、もって適正に公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下「本財団」という。）の活動を支援する者及び活動の資金を確保することを目的とする。

（会員の呼称）

第2条 会員を「賛助会員」と称する。

（会員の種類）

第3条 本財団の会員は、次のとおりとする。

- （1）法人会員 本財団の目的に賛同して入会する法人
- （2）個人会員 本財団の目的に賛同して入会する個人

（会員の資格）

第4条 本財団の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものはだれでも、本財団の会員となることができる。

（会員に対する情報の提供）

第5条 本財団は、会員に対し、会員の本財団に対する支援をより深め、また、会員が本財団に対する支援を他に広めることを期待して、本財団の事業に関連する情報を提供すると共に、本財団が実施する行事への参加を呼びかける。

（会費の性質及び使途）

第6条 会員は、本財団を支援するため、会費として寄付金を納入する。

2 会費の扱いについては、寄付金等取扱規則による。

（会費の基準額）

第7条 会員が会費として寄付をする場合の基準額は、次のとおりとする。

- 法人会員 1口 3万円（構成人員100人毎に1口）
- 個人会員 1口 3千円

2 会員は、第1項の基準額によらず、その自由な意思で寄付額を決めることができる。

(会員の不承認)

第8条 理事長は、次の事由があるときは、会員となることの申出を拒み、又は、退会を求めることができる。ただし、退会の手続きをとることができる。

- (1) 本財団の信用を損なう行為と認められるとき
- (2) 会費としての寄付金が、相当期間にわたり納入されないとき

(退 会)

第9条 会員は、あらかじめ本財団に通知した上で、事業年度の終わりにおいて退会することができる。

- 2 前項の通知は、事業年度の末日の60日前までに、その旨を記載した書面によってしなければならない。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(補 則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークの設立の登記のあった日から施行する。
- 2 本財団に移行した特例財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク及び同法人に移行した財団法人徳島県勤労者福祉ネットワークが施行した会員規則（以下「旧規則」という。）は、廃止する。
- 3 第2項に定める特例民法法人及び財団法人に対し、旧規程によって会員の承認及び会費の納入は、この規程によって行われたものとみなす。